

広域連携等バイオマス利活用推進事業

【230(150)百万円】

対策のポイント

食品事業者等の民間事業者が広域的な食品廃棄物等バイオマスの利活用やバイオマスプラスチックのリサイクル及び国産原材料由来のバイオマスプラスチックを定着させる取り組みへ国が直接支援を行います。

(バイオマスとは)

- ・ 「バイオマス」は動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらがあります。

(バイオマスプラスチックとは)

- ・ でんぷん等のバイオマスを原料として作られるものであり、使用時は石油から作られるプラスチック等と同様に使用可能なものです。

政策目標

平成22年度までにバイオマスタウンを300程度構築

<内容>

1. 食品廃棄物等バイオマスの利活用推進

食品事業者等が都道府県の行政界を越えて行う、広域的な食品廃棄物等バイオマスの効果的、効率的な利活用推進の取り組みへの支援

- (1) 関係者間におけるバイオマス利活用の協働体制の構築
- (2) バイオマス利活用マニュアルの策定
- (3) バイオマスの生産・収集・運搬システム構築
- (4) バイオマスの変換技術・利用促進支援

【定 額】

2. バイオマスプラスチックリサイクル推進

バイオマスプラスチックのリサイクルシステムや国産原材料由来のバイオマスプラスチックを定着させる取り組みへの支援

- (1) バイオマスプラスチック購入
- (2) バイオマスプラスチックの啓蒙普及
- (3) バイオマスプラスチックのリサイクル実証試験・実証委員会の開催
- (4) その他本取り組みの推進に必要な事項

【定 額】

[担当課：農村振興局農村政策課(03-3502-5946(直))]